

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 52 号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和 39 年岩手県規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認申請)</p> <p>第 1 条の 4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認申請等)</p> <p>第 1 条の 4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 組合は、法第 11 条第 4 項の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、信用事業規程変更届（様式第 1 号の 5）を所管する局長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 組合は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 7 条第 2 項に規定する信用事業方法書の制定、変更又は廃止の届出をしようとするときは、信用事業方法書制定（変更、廃止）届（様式 1 号の 6）を所管する局長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(同一人に対する信用供与等限度額超過の承認申請)</p> <p>第 1 条の 5 組合は、法第 11 条の 4 第 1 項ただし書の規定により同一人に対する信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしようとするときは、信用供与等限度額超過承認申請書(様式第 1 号の 5)に信用供与等限度額超過内訳表(様式第 1 号の 6)を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>(同一人に対する信用供与等限度額超過の承認申請)</p> <p>第 1 条の 5 組合は、法第 11 条の 4 第 1 項ただし書の規定により同一人に対する信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしようとするときは、信用供与等限度額超過承認申請書(様式第 1 号の 7)に信用供与等限度額超過内訳表(様式第 1 号の 8)を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p>
<p>(共済規程の設定、変更又は廃止の承認申請)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(共済規程の設定、変更又は廃止の承認申請等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 組合は、法第 11 条の 7 第 4 項の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、共済規程変更届（様式第 3 号の 2）を所管する局長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(定款変更の認可申請)</p> <p>第 10 条 [略]</p>	<p>(定款変更の認可申請等)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p><u>2 組合は、法第 44 条第 4 項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、定款変更届（様式第 19 号の 2）を所管する局長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請)</p> <p>第 10 条の 2 組合は、法第 50 条の 2 第 3 項の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可を申請しよ</p>	<p>(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請)</p> <p>第 10 条の 2 組合は、法第 50 条の 2 第 3 項の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可を申請しよ</p>

うとするときは、信用事業譲渡認可申請書（様式第19号の2）又は信用事業譲受け認可申請書（様式第19号の3）を知事等に提出しなければならない。

（信用事業の譲渡の届出）

第10条の3 組合は、法第50条の2第7項の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、当該譲渡をした日から2週間以内に、信用事業譲渡届（様式第19号の4）を知事等に提出しなければならない。

（共済事業の譲渡等の届出）

第10条の4 組合は、法第50条の4第5項の規定により共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、当該譲渡又は移転をした日から2週間以内に、共済事業譲渡（共済契約移転）届（様式第19号の5）を所管する局長に提出しなければならない。

（業務報告書等の提出）

第10条の5 [略]

（設立認可の申請）

第11条 組合の発起人は、法第59条第1項の規定により設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書（様式第20号）を知事等に提出しなければならない。

（1）定款謄本

（2）事業計画書

（3）設立経過報告書

（4）創立総会議事録の謄本

（5）選挙録、投票録及び開票録の謄本

（6）役員の名、住所、組合員資格の内容及び経歴の概要

（合併に伴う証券業務の認可申請等）

第14条 [略]

（総会又は総代会の終了の報告等）

第19条 組合は、総会又は総代会が終了したときは、終了した日から2週間以内に総会又は総代会の議事録の謄本を添えてその旨を局長等に報告しなければならない。

2 総会又は総代会において事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書（非出資組合にあっては、事業報告書及び収支決算書）の承認を受けたときは、前項に規定する報告と同時に当該書類を

うとするときは、信用事業譲渡認可申請書（様式第19号の3）又は信用事業譲受け認可申請書（様式第19号の4）を知事等に提出しなければならない。

（信用事業の譲渡の届出）

第10条の3 組合は、法第50条の2第7項の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、当該譲渡をした日から2週間以内に、信用事業譲渡届（様式第19号の5）を知事等に提出しなければならない。

（共済事業の譲渡等の届出）

第10条の4 組合は、法第50条の4第5項の規定により共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、当該譲渡又は移転をした日から2週間以内に、共済事業譲渡（共済契約移転）届（様式第19号の6）を所管する局長に提出しなければならない。

（業務報告書の提出等）

第10条の5 [略]

2 組合は、前項の規定による業務報告書の提出の延期を申請しようとするときは、業務報告書提出延期承認申請書（様式第19号の7）を局長等に提出しなければならない。

（設立認可の申請）

第11条 組合の発起人は、法第59条第1項の規定により設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書（様式第20号）を知事等に提出しなければならない。

（合併に伴う信用事業規程等の承認申請）

第14条 [略]

（総会又は総代会の終了の報告等）

第19条 組合は、総会又は総代会が終了したときは、終了した日から2週間以内に、総会又は総代会の議事録の謄本及び議案を添えてその旨を局長等に報告しなければならない。

2 組合は、前項の議案のうち、事業計画書の提出の延期を申請しようとするときは、事業計画書提出延期承認申請書（様式第36号）を局長等に提出しなければならない。

局長等に提出しなければならない。

3 [略]

(代表理事等に関する届出)

第21条 [略]

2 [略]

3 第1項及び第2項の規定は、組合が法第30条第11項の規定による監事若しくは常勤の監事を定めた場合又はそれらの者が退任した場合に準用する。

(試算表の提出)

第25条 組合は、毎月末現在の試算表又は収支計算書を翌月10日までに所管する局長に提出しなければならない。

(農事組合法人の業務報告書の提出)

第32条 農事組合法人は、総会において事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(非出資農事組合法人にあつては、事業報告書、財産目録及び収支決算書)の承認を受けたときは、その日から2週間以内に当該書類の写しを所管する局長に提出しなければならない。

(県区域の農業協同組合連合会及び中央会への規則の準用)

第33条 第18条、第19条、第21条、第22条及び第24条から第30条までの規定は、県区域の農業協同組合連合会及び中央会について準用する。

(書類の提出)

第34条 法及びこの規則(第1条の3、第10条の2及び第10条の3に規定するものを除く。)により、知事等に提出する書類は、知事に提出する場合には局長を、所管する広域振興局長に提出する場合で広域振興局総合支局の所管区域に係るものであるときにあつては所管する広域振興局総合支局長を経由しなければならない。

2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、直接知事等に提出するものにあつては1通、所管する局長又は広域振興局総合支局長を経由して知事等に提出するものにあつては2通とする。

様式第1号の3(第1条の4関係)

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。ただし、信用事業方法書のみを変更する組合が申請する場合にあつては、

3 [略]

(代表理事等に関する届出)

第21条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、組合が法第30条第12項の規定による監事若しくは常勤の監事を定めた場合又はそれらの者が退任した場合に準用する。

(試算表の提出)

第25条 法第10条第1項第3号の事業を行う組合は、毎月末現在の試算表を翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(農事組合法人の事業報告書等の提出)

第32条 農事組合法人は、総会において事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(非出資農事組合法人にあつては、事業報告書及び財産目録)の承認を受けたときは、その日から2週間以内に当該書類の写しを所管する局長に提出しなければならない。

第33条 削除

(書類の提出)

第34条 法及びこの規則(第1条の3、第10条の2及び第10条の3を除く。)により、知事に提出する書類は、所管する局長を経由しなければならない。

2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、直接知事又は局長に提出するものにあつては1通、所管する局長を経由して知事に提出するものにあつては2通とする。ただし、第10条の5及び第19条の規定により、法第10条第1項第3号の事業を行う組合が広域振興局長に提出するものにあつては、2通とする。

様式第1号の3(第1条の4関係)

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(3)の添付書類は、添付を要しません。

(1)～(5) [略]

[略]

様式第1号の4 (第1条の4関係)

[略]

(1)～(5) [略]

[略]

様式第1号の4 (第1条の4関係)

[略]

様式第1号の5 (第1条の4関係)

年 月 日

振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 印

信用事業規程変更届

農業協同組合法第11条第4項の規定により、信用事業規程を変更したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 変更に係る新旧条文の抄本

(2) 変更理由書

(3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

(A4)

様式第1号の6 (第1条の4関係)

年 月 日

振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 印

信用事業方法書制定(変更、廃止)届

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項に規定する信用事業方法書を制定(変更、廃止)したので、農業協同組合法施行細則第1条の4第5項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。

(1) 制定又は廃止をした場合

ア その全文を記載した書類

イ 理由書

ウ 理事会の議事録の謄本又は抄本

(2) 変更した場合

様式第1号の5 (第1条の5関係)

[略]

様式第1号の6 (第1条の5関係)

信用供与等限度額超過内訳表

1 [略]

2 信用供与等限度額を超過する者の内訳

債務者名		既貸付等の額 A	新規貸付け等の額					控除額 C	信用供与等額 A+B-C
氏名 又は 名称	職業		貸付額	手形割引	債務保証額	その他	小計 B		
[略]									

備考1 [略]

2 新規貸付け等の額の「その他」の欄には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第16条第3項及び第4項に規定する信用供与等の額の合計を記載してください。

[略]

様式第3号 (第2条関係)

[略]

ア 変更に係る新旧条文の抄本

イ 変更理由書

ウ 理事会の議事録の謄本又は抄本

(A4)

様式第1号の7 (第1条の5関係)

[略]

様式第1号の8 (第1条の5関係)

信用供与等限度額超過内訳表

1 [略]

2 信用供与等限度額を超過する者の内訳

債務者名		既貸付等の額 A	新規貸付け等の額					控除額 C	信用供与等額 A+B-C
氏名 又は 名称	職業		貸付額	手形割引	債務保証額	その他	小計 B		
[略]									

備考1 [略]

2 新規貸付け等の額の「その他」の欄には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第16条第4項に規定する信用供与等の額を記載してください。

[略]

様式第3号 (第2条関係)

[略]

様式第3号の2 (第2条関係)

年 月 日

振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地
名称

代表者の氏名 印

共済規程変更届

農業協同組合法第11条の7第4項の規定により、共済規程を変更したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

様式第 19 号 (第 10 条関係)

[略]

様式第 19 号の 2 (第 10 条の 2 関係)

[略]

様式第 19 号の 3 (第 10 条の 3 関係)

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～6 [略]

7～10 [略]

[略]

様式第 19 号の 4 (第 10 条の 3 関係)

[略]

申請者 主たる事務所の所在地

[略]

(1) 変更に係る新旧条文の抄本

(2) 変更理由書

(3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

(A 4)

様式第 19 号 (第 10 条関係)

[略]

様式第 19 号の 2 (第 10 条関係)

年 月 日

振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 印

定款変更届

農業協同組合法第 44 条第 4 項の規定により、定款を
変更したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 変更に係る新旧条文の抄本

(2) 変更理由書

(3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

(A 4)

様式第 19 号の 3 (第 10 条の 2 関係)

[略]

様式第 19 号の 4 (第 10 条の 3 関係)

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～6 [略]

6の2 信用事業の全部又は一部の譲受け後における
当該組合の事業計画書(信用事業の全部又は一部の譲
受け後の事業経営についての基本方針に関する事項、
施設の統合整備に関する事項及び信用事業の全部又
は一部の譲受けの日を含む事業年度以後3事業年度
の事業計画を内容に含むものに限る。)

7～10 [略]

[略]

様式第 19 号の 5 (第 10 条の 3 関係)

[略]

届出者 主たる事務所の所在地

[略]

様式第 19 号の 5 (第 10 条の 4 関係)

[略]

申請者 主たる事務所の所在地

[略]

様式第 20 号 (第 11 条関係)

[略]

備考 1 次に掲げる書類を添付してください。

(1)~(5) [略]

(6) 選挙録、投票録及び開票録の謄本

(7) [略]

(8) [略]

2 [略]

[略]

様式第 21 号 (第 12 条関係)

[略]

備考 1 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 解散理由書

(2) 総会の議事録の謄本 (総代会の議事録並びに組合員の投票録及び開票録の謄本)

(3) 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書 (非出資組合にあっては、最近の財産目録及び収支計算書)

(4) [略]

2 [略]

[略]

様式第 19 号の 6 (第 10 条の 4 関係)

[略]

届出者 主たる事務所の所在地

[略]

様式第 19 号の 7 (第 10 条の 5 関係)

年 月 日

振興局長 様

(岩手県知事)

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 印

業務報告書提出延期承認申請書

農業協同組合法施行細則第 10 条の 5 第 2 項の規定により、業務報告書の提出の延期を申請します。

1 提出を延期する理由

2 延期後の提出期限 年 月 日

(A 4)

様式第 20 号 (第 11 条関係)

[略]

備考 1 次に掲げる書類を添付してください。

(1)~(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

2 [略]

[略]

様式第 21 号 (第 12 条関係)

[略]

備考 1 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 解散理由書

(2) 最近の財産目録及び貸借対照表 (非出資組合にあっては、最近の財産目録)

(3) [略]

2 [略]

[略]

様式第 22 号 (第 13 条関係)

[略]

 農業協同組合に 農業協同組合を合併することを、おのおの組合の総会で議決したので、農業協同組合法第 65 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて、合併の認可を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～7 [略]

8 合併後存続する組合の定款、信用事業規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後 3 事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置並びに合併後における単体自己資本比率の見込みを記載した書類

9～12 [略]

[略]

様式第 23 号 (第 13 条関係)

[略]

 農業協同組合と 農業協同組合を合併して、 農業協同組合を設立することを、おのおの組合の総会で議決したので、農業協同組合法第 65 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて、新設合併の認可を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

1 [略]

2 合併を議決した総会又は総代会の議事録（農業協同組合法第 65 条の 2 第 1 項に該当する場合にあっては、総会又は総代会若しくは理事会（同法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき経営管理委員会を置く組合にあっては、経営管理委員会）の議事録）

3～7 [略]

8 合併により設立される組合の定款、信用事業規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後 3 事業年度の事業計

様式第 22 号 (第 13 条関係)

[略]

農業協同組合法第 65 条第 2 項の規定により、 農業協同組合と 農業協同組合との合併の認可を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

1～7 [略]

8 合併後存続する組合の定款、信用事業規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後 3 事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書面、役員の履歴書、事務所の位置、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

9～12 [略]

[略]

様式第 23 号 (第 13 条関係)

[略]

農業協同組合法第 65 条第 2 項の規定により、 農業協同組合と 農業協同組合との合併の認可を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

1 [略]

2 合併を議決した総会又は総代会の議事録

3～7 [略]

8 合併により設立される組合の定款、信用事業規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後 3 事業年度の事業計

画を内容に含むものに限る。)、組合員数(農業協同組合連合会にあっては会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置並びに合併後における単体自己資本比率の見込みを記載した書類

9～12 [略]

[略]

様式第28号(第15条関係)

[略]

申請者 主たる事務所の所在地

[略]

備考1 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(3) [略]

2 括弧内は、定款の変更が農業協同組合法第77条の規定による登記すべき事項に係る場合のみ記載してください。

様式第29号(第15条関係)

[略]

申請者 主たる事務所の所在地

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1・2 [略]

3 設立目論見書及び事業計画書

[略]

様式第31号(第15条関係)

[略]

申請者 主たる事務所の所在地

[略]

様式第32号(第15条関係)

[略]

申請者 主たる事務所の所在地

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1・2 [略]

3 設立目論見書(合併後存続する農事組合法人が届け出ようとする場合にあつては、合併目論見書)及び事業計画書

4・5 [略]

画を内容に含むものに限る。)、組合員数(農業協同組合連合会にあっては会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書面、役員の履歴書、事務所の位置、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

9～12 [略]

[略]

様式第28号(第15条関係)

[略]

届出者 主たる事務所の所在地

[略]

備考1 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(3) [略]

2 括弧内は、定款の変更が農業協同組合法第75条の規定による登記すべき事項に係る場合のみ記載してください。

様式第29号(第15条関係)

[略]

届出者 主たる事務所の所在地

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1・2 [略]

[略]

様式第31号(第15条関係)

[略]

届出者 主たる事務所の所在地

[略]

様式第32号(第15条関係)

[略]

届出者 主たる事務所の所在地

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

1・2 [略]

3 総会議事録の謄本又は抄本

4・5 [略]

<p>[略]</p> <p>様式第 33 号 (第 15 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;"><u>申請者</u> 主たる事務所の所在地</p> <p>[略]</p> <p>様式第 35 号 (第 17 条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>様式第 33 号 (第 15 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;"><u>届出者</u> 主たる事務所の所在地</p> <p>[略]</p> <p>様式第 35 号 (第 17 条関係)</p> <p>[略]</p> <p><u>様式第 36 号 (第 19 条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>振興局長 様</u></p> <p style="text-align: center;">(岩手県知事)</p> <p style="text-align: right;"><u>申請者 主たる事務所の所在地</u></p> <p style="text-align: right;">名 称 _____</p> <p style="text-align: right;"><u>代表者の氏名</u> 印</p> <p style="text-align: center;"><u>事業計画書提出延期承認申請書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>農業協同組合法施行細則第 19 条第 2 項の規定により、</u> <u>業務報告書の提出の延期を申請します。</u></p> <p>1 <u>提出を延期する理由</u></p> <p>2 <u>延期後の提出期限</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。